

学校給食費に関する Q&A

Q1 学校給食に関する承諾書は、必ず提出しなければならないのですか？

A1 はい。お子さん1人につき1枚、承諾書を提出してください。食物アレルギーや宗教の対応により、学校給食の全てを食べられない場合にのみ、承諾書ではなく、学校給食辞退届を提出していただきます。

Q2 口座振替できる金融機関を教えてください。

A2 口座振替できる金融機関は下記のとおりです。ネット銀行では振替できません。

全国の、どの店舗でも振替できる金融機関	平塚支店のみ振替できる金融機関
神奈川県銀行・静岡銀行・静岡中央銀行 湘南農業協同組合・スルガ銀行・中栄信用金庫 中央労働金庫・中南信用金庫・平塚信用金庫 みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行 みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ信託銀行・ゆうちょ銀行・横浜銀行	神奈川県医師信用組合 神奈川県歯科医師信用組合 横浜幸銀信用組合

Q3 保護者ではない人の口座からの口座振替はできますか？

A3 可能です。例えば、祖父母名義の口座から、口座振替ができます。ただし、【納入義務者は保護者】ですので、記入の際は注意してください。

Q4 学校窓口での現金支払いはできますか？

A4 学校では、学校給食費をお支払いできません。

Q5 就学援助や生活保護により、学校給食費の支給を受けている場合でも、口座振替の手続きが必要ですか？

A5 支給の種類に関わらず、口座振替の手続きをお願いします。

Q6 就学援助や生活保護により、学校給食費の支給を受けている場合でも、学校給食費の支払いは発生しますか？

A6 支給開始以降の支払いは不要になります。ただし、就学援助は毎年度申請・審査が必要なため、「4月分から、就学援助認定通知書が交付される月までの学校給食費」は、一旦お支払いいただきます。認定された場合は、認定の対象期間で、既にお支払いいただいた学校給食費を還付(口座振込で返金)または、未納がある場合は未納月に充当をします。

Q7 残高不足などの理由で口座振替での支払いが出来なかった場合は、どう支払えばよいでしょうか。

A7 未納の扱いとなり、口座振替の実施後20日以内を自滞に督促状と納付書をお送りしますので、金融機関窓口などでお支払いください。

納付書でのお支払いは手間がかかりますし、遅延損害金(一般にいう延滞金)が発生することがあります。口座振替には、給与の振込先など、生活費の管理に使っている口座を指定してください。

Q 8 様式 の【保護者】には誰の氏名を記入すれば良いでしょうか。

A 8 お子さんが属する世帯の世帯主の氏名を記入してください。

Q 9 様式 「学校給食に関する承諾書」には保護者の住所欄がありませんが、督促状などの宛先は、どうなりますか？

A 9 学校給食費に関する個別の通知は、市が把握している保護者の情報（学齢簿情報）の住所・宛名に、郵送でお送りします。なお、市が把握している保護者の情報は、住民記録の情報を定期的に適用しているため、住所などの変更があった場合でも、給食に関する変更手続きは不要です。

Q 10 様式 、 または の【納入義務者】には誰の氏名を記入すれば良いでしょうか。

A 10 様式 「学校給食に関する承諾書」における【保護者】の氏名を【納入義務者】に記入してください。

Q 11 学校で配布された用紙を、書き損じ・紛失してしまった。

A 11 書き損じた部分を訂正するには、取り消し線を引いて訂正印を押してください。修正液・修正テープで修正されたものは、再提出が必要になります。用紙の再配布については学校にお問い合わせください。また、様式は平塚市ウェブサイトから印刷もできます。

Q 12 各書類に、鉛筆で記入したものは認められるか。

A 12 鉛筆や、擦って文字が消えるボールペンなど、容易に訂正できてしまうものではなく、ボールペンなどで記入してください。

Q 13 学校給食費は、どんなときに減額されますか。

A 13 「連続した5日以上長期欠席」「年度途中で転入・転出」「年度の途中で給食の一部を辞退する」などの場合に減額されることがあります。あらかじめ、書類を提出いただくことが原則のため、上記に該当することが見込まれる場合は、速やかに学校に連絡してください。

と あ さき 問い合わせ先

ひらつかしきょういくいんかいがっこうきゅうしょくか
平塚市教育委員会学校給食課

ちやくつうでんわ
直通電話

0463 - 35 - 8119